

国の補助金

蛍光灯器具、水銀灯器具をお使いの施設は必見！

LED照明の導入に活用できる

省エネ・脱炭素 関連補助金

LED照明の導入に活用できます！



東芝ライテック製

全国のLED照明に関する補助金情報はコチラ

補助金 東芝ライテック 検索

商品を選び方は？

必要な書類は？



不明点はお気軽にお問い合わせください

国の公募情報

- 予算上限に達し次第受付終了する事業が含まれます。●「先行情報」に関しては、未定情報が含まれます。
- 詳細条件に関しては、公募要項をご確認ください。●黄色のハイライトは新規追加情報です。

事業名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金 (工場・事業場型)	3次公募に関する概要・スケジュール等は、詳細が決まり次第、SIIホームページにて公表	(I)工場・事業場型 ●補助対象経費： 補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費 ●オーダーメイド型設備・指定設備に更新して事業所全体の省エネ化を図る。 ＜一般枠＞ ＜中小企業投資促進枠＞ ＜サプライチェーン連携枠＞	【補助率】 ＜一般枠＞ 中小企業者等1/2、大企業、その他1/3 ＜中小企業投資促進枠＞ 中小企業者等1/2、 ＜サプライチェーン連携枠＞ 中小企業者等1/2、大企業、その他1/3 【上限枠】 ＜一般枠＞＜中小企業投資促進枠＞＜サプライチェーン連携枠＞ 単年度事業15億円、複数年度事業20億円	国内の法人及び個人事業主
令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金 (設備単位型)	3次公募に関する概要・スケジュール等は、詳細が決まり次第、SIIホームページにて公表	(III)GX設備単位型/(III)設備単位型 指定設備：制御機能付きLED照明	【補助率】 従来枠1/3 メーカー強化枠1/3 【上限額】 従来枠1億円 メーカー強化枠3億円	国内の法人及び個人事業主
令和7年度補正 地域エネルギー 利用最適化・省エネルギー 診断拡充事業	1次公募： 2026年 3月30日から	省エネ診断および伴走支援	診断種別により費用が異なる。	中小企業者。又は、会社法上の会社に該当しないもので、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所。
経営再建支援事業 (小規模事業者申請用)	2次： 2026年 7月1日から 2026年 9月30日まで	●補助対象設備： 1)安全検査対応 2)業務安全対策： SS従業員の安全・健康を確保するために必要な機器・備品の購入： ＜例＞ 防爆空調服、スポットクーラー、空気清浄機、エアコン、扇風機、(小型、大型)、冷蔵庫、暑さ指数計、消火設備、融雪マット、電熱ベスト、温風ヒーター、AED、LED照明(キャンピー灯、事務所照明等)、洗濯機、除雪機、情報通信機器(無停電電源装置)等 ※設置工事費や諸経費を含む単価1万円から50万円未満が補助対象 3)安全対策等研修	【補助率】 2)業務安全対策： ・通常地域SS2/3 ・SS過疎地等3/4 【上限額】 2)100万円	小規模SSを対象 小規模事業者 (従業員数5人以下)

※本資料は、各補助金の公募内容に基づいて作成しております。 ※紙面のスペースの関係上、受付終了日まで1週間となっている事業を除いて掲載。

東芝ライテック株式会社

事業名称	申請受付期間	補助対象	補助率・上限金額	対象者
令和8年度 脱炭素ビルリノベ 事業	2026年 11月30 日まで	●補助対象事業： 国内の既存業務用建築物において、ZEB基準の水準の達成に必要な断熱窓・断熱材や高効率設備等を導入し、改修後に以下の要件を全て満たす事業を対象 ●主な要件： ・改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること 及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%） ・BEMS等によるエネルギー管理を行うこと等 ●補助対象製品： 断熱窓、断熱材、高効率空調（業務用エアコン等）、制御機能付きLED照明器具、業務用給湯器、BEMS	【上限額】 1事業あたり10億円 【補助率】 照明の場合： ・設備費・工事費： 補助対象経費の1/3 ・設計費：補助対象経費の1/2	日本国内で事業を営んでいるものであり、国内の業務用建築物等に本事業であらかじめ定めた基準を満たす断熱窓・断熱材や高効率設備等を導入する者。 a. 民間企業 b. 個人事業主 c. 独立行政法人 d. 地方独立行政法人 e. 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 f. 社会福祉法人 g. 医療法人 h. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 i. 地方公共団体 j. その他環境大臣の承認を得てSIIが適当と認める者
令和8年度 空港脱炭素化推進事業費補助金 （設備導入支援）	令和8年 7月31日 17時まで	●対象事業： (1)太陽光発電等の再エネ導入に係る事業 (2)空港車両のEV・FCV化に必要なインフラ設備導入に係る事業 (3)空港建築施設の省エネ化に係る事業 ・照明設備のLED化に合わせて、運転制御システムの設置等の更なる省エネ化が図られるもの ・空調設備のエネルギー源を化石燃料由来から再生可能エネルギー由来のものに転換し、省エネ化が図られるもの ●対象経費：※以下の項目の経費 (1)太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入 (2)空港車両のEV・FCV化に伴って必要となるインフラ設備の導入 (3)空港ビル等の照明・空調設備の効率化 (4)エネルギーの見える化	【補助率】 補助対象経費1/2以内	全ての空港の空港管理者、空港内事業者その他の民間事業者（JV等含む）
令和8年度 既存建築物 省エネ化 推進事業 （LCCO2 評価実施型）	令和8年 7月31日 まで	●補助対象事業： 既存のオフィスビル等の建築物の改修 ※ 躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修に関するものを対象とします。 ※ 省エネルギー改修に加えてバリアフリー改修を行う場合も対象とします。 ※ 工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建築物の改修、後付の家電等の交換等は対象外とします。 ●補助対象費用： ・省エネルギー改修工事に要する費用 ・エネルギー使用量の計測等に要する費用 ・バリアフリー改修工事に要する費用（省エネルギー改修工事と併せて行う場合に限り） ●建設工事等： 1)工事費： 躯体（外皮）の省エネルギー改修工事に要する費用、設備の附帯工事費。 2)設備費 原則として、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備の設備費。	【補助率】 1/3 （上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の1/3を支援） 【上限額】 5,000万円/件 （設備改修に係る補助限度額は2,500万円まで） ※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として2,500万円または省エネ改修にかかる補助額を限度に加算	・省エネルギー改修工事を行う建築主等（民間事業者等） ・建築主と一体的に又は連携して省エネルギー改修工事を行う者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）